

道医発第1102号
令和3年2月22日

各郡市・医育機関医師会長様

北海道医師会

会長 長瀬 清

日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT
感染一時金補償制度の創設について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標題の件につきましては、日本医師会から別添写しのとおり通知があり、COVID-19 JMATとして活動する隊員が、万一、新型コロナウイルスに感染した場合、日本医師会が定める感染一時金補償規程に基づき 100 万円を補償する制度が創設されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても内容ご了知の上、COVID-19 JMAT の派遣の検討のご参考にしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、日本医師会において、令和3年4月を目途に現在の COVID-19 JMAT 保険と今回ご案内した感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設に向けた検討が進められており、詳細が決まり次第別途お知らせいたしますことを申し添えます。

記

■今回創設される感染一時金の主なポイント

1. 被害の程度や職種を問わず 1名につき一律 100 万円（非課税）を支給する
2. 令和3年2月22日（月）活動分から適用する
3. 費用は日本医師会が全額負担する
4. 本制度の加入に伴う追加事務手続きはなし（ただし、感染が判明し一時金を申請する際には別途手続きが必要）



(地 528)
令和 3 年 2 月 19 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
今 村



日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT
感染一時金補償制度の創設について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 2 月 16 日に開催しました第 22 回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会においてご案内したとおり、この度、日本医師会では新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 感染一時金補償制度の創設をいたします。

創設に至る経緯として、本会、四病院団体協議会並びに全国自治体病院協議会からなる「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」にて、去る 2 月 3 日にとりまとめた「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」があります。その一環として、①地域の医師・看護師等が安心してコロナ患者受入病院・後方支援医療機関・宿泊療養・自宅療養に出務できるようにすること、②地域医師会や医療機関が医師・看護師等を送り出せるよう補償体制を充実させることを目的に、万一 COVID-19 JMAT 派遣中に隊員が感染した際に、日本医師会が定める感染一時金補償規程に基づいて 100 万円を補償する制度を設けました。

詳細につきましては、別添資料の「日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 感染一時金補償制度要綱」をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。なお、令和 3 年 4 月を目指として COVID-19 JMAT の長期的な対応を鑑みて、現在の COVID-19 JMAT 保険と今回の感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設を目指し、保険会社と調整をしております。詳細が決まり次第、追ってご案内申し上げます。

日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 感染一時金補償制度における留意事項について

■ 対象者・補償内容について

本制度は、日本医師会が契約者となり、全ての COVID-19 JMAT 隊員を補償します（補償開始日は、令和 3 年 2 月 22 日派遣活動分からとします）。

また補償額は、職種を問わず 1 名につき 100 万円とし、感染被害の程度にかかわらず、感染したことを以て一時金を受け取ることができます（補償金受取にかかる税務上の取扱いは、非課税になります）。なお、感染経路が特定されない場合には、COVID-19 JMAT 派遣業務外で感染したことが明らかでない限り、本業務の遂行に起因して感染したものとみなします。

※日本医師会感染一時金補償規程については、日本医師会 WEB サイトに掲載しておりますので、派遣前に COVID-19 JMAT 隊員へご周知願います。

■ 主な派遣先・業務について

従前の宿泊療養施設、地域外来・検査センターやクラスター発生施設等に加え、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策でとりまとめた新たな派遣先・業務としてコロナ患者受入病院・後方支援医療機関・宿泊療養・自宅療養等を新たな派遣先といたします。なお派遣に当たっては、これまでと同様に行政と調整し、都道府県病院団体及び支部との連携の上でお願いいたします。なお、現在の COVID-19 JMAT 保険（傷害保険）についても、保険会社と調整の上、新たな派遣先の追加を行いました。

■ 事務手続き等について

本制度の加入に伴う事務手続きはございません。また、費用負担についても、日本医師会が負担するものであり、都道府県医師会からのご負担はございません。

■ 今後のスケジュールについて

4 月 1 日より、現在の COVID-19 JMAT 保険と今回の感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設を目指し、保険会社と調整をしております。予定どおり新たな補償制度が創設した際には、本制度を終了いたします。

<参考>

令和 3 年 2 月 16 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

令和3年2月19日

日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 COVID-19 JMAT 感染一時金補償制度要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議（日本医師会、四病院団体協議会並びに全国自治体病院協議会）にてとりまとめた「新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策」の一環として、①地域の医師・看護師等が安心してコロナ患者受入病院・後方支援医療機関・宿泊療養・自宅療養に出務できるようにすること、②地域医師会や医療機関が医師・看護師等を送り出せるよう補償体制を充実させることを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人日本医師会。

なお、日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部をもって、日本医師会防災業務計画における災害対策本部とみなす（参照：令和2年4月7日付日本医師会文書「新型コロナウイルス感染症対応におけるCOVID-19 JMAT派遣（以下、「COVID-19 JMAT要綱」という。）」

3. 補償制度の内容

（1）保険契約者

保険契約者は「公益社団法人日本医師会」とする。なお、本補償制度に掛かる費用は日本医師会が負担する。

（2）補償開始日

令和3年2月22日派遣活動分からとする。

（3）派遣先・業務

COVID-19 JMAT要綱に定める派遣先・業務に加えて、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保等に向けた具体的方策でとりまとめた新たな派遣先・業務としてコロナ患者受入病院・後方支援医療機関・宿泊療養・自宅療養等を追加する。

（4）補償対象者

COVID-19 JMAT派遣隊員（医師・看護職員・業務調査職員など）全員を補償対象とする。なお、本制度はCOVID-19 JMATに派遣される隊員を補償するものであり、受入施設側の医療従事者等はその限りではない。

※日本医師会感染一時金補償規程は、日本医師会WEBサイトに掲載しており、派遣前

に COVID-19 JMAT 隊員へ周知を行う。

(5) 補償内容・補償額

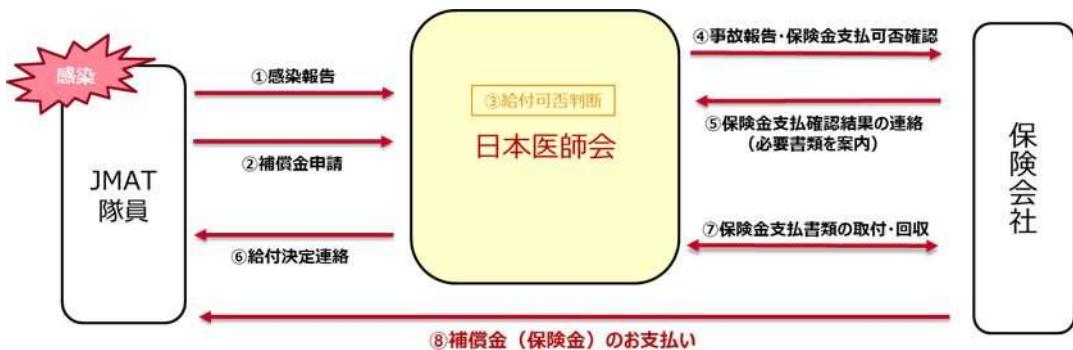
日本医師会が定める「感染一時金補償規程」に基づき、COVID-19 JMAT 派遣隊員が派遣先業務の遂行に起因して新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、感染被害の程度にかかわらず、感染一時金として 1 名につき補償額 100 万円を支払う（職種を問わず、一律 100 万円）。なお、感染経路が特定されない場合であっても、COVID-19 JMAT 派遣業務外で感染したことが明らかでない限り、COVID-19 JMAT 派遣業務の遂行に起因して感染したものとみなす。

(6) 補償金請求申請手続き

COVID-19 JMAT 派遣隊員が派遣先業務の遂行に起因して新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、速やかに都道府県医師会を通じて、日本医師会へ報告する。なお、補償金請求時に必要な書類は下記のとおりである。

【補償金請求申請書類】

- ①感染一時金給付申請兼振込依頼書
- ②「日本医師会災害医療チーム（JMAT）」申込書写し
- ③感染した事実が客観的に確認できる書面もしくはそれに類するもの
(例：PCR 検査結果の陽性判定書 等)



日本医師会感染症一時金補償規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本医師会（以下「甲」という。）が日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）において当該派遣の派遣先での業務遂行に起因して新型コロナウイルス感染症（※）に感染した場合の補償について定める。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号及び第4号に定める新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症をいう

(補償の内容)

第2条 甲は、JMAT派遣者が業務の遂行に起因して新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、派遣者に対して、感染被害の程度にかかわらず下記の感染症一時金を支払う。

・感染一時金：100万円

※但し、派遣先ごとの総支払限度額を6,000万円とする

※派遣については一派遣だけでなく、年間を通じて同一派遣先に複数回の派遣も含まれる

なお、感染経路が特定されない場合であっても、JMAT派遣業務外で感染したことが明らかでない限り、JMAT派遣業務の遂行に起因して感染したものとみなす。

(補償開始日)

第3条 令和3年2月22日派遣活動分からとする。

(補償の請求)

第4条 この規程による補償を受けようとするJMAT派遣者（以下「請求者」といいます。）は、以下の書類を用意すると共に、甲に請求連絡をしなければならない。

【補償金請求申請書類】

- ①感染一時金給付申請兼振込依頼書
- ②「日本医師会災害医療チーム（JMAT）」申込書写し
- ③感染した事実が客観的に確認できる書面もしくはそれに類するもの

（例：PCR検査結果の陽性判定書 等）

(給付の決定等)

第5条 甲は、前条の規程により請求連絡を受けた時は、速やかに感染症一時金の給付に関する決定を行い、請求者に通知するものとする。甲は、前項に定める請求者が死亡した場合は、請求者の法

定相続人に対して感染症一時金を給付する。

(他の補償との関係)

第 6 条 この規程に基づく補償は、労働災害補償保険法に基づく保険給付その他法令に基づく補償が行われることを妨げるものではなく、独立して補償を行うものである。

年 月 日

公益社団法人日本医師会 御中

感染一時金給付申請兼振込依頼書

申請者名 _____

住所 _____

連絡先 () _____

この度、COVID-19 JMAT として業務に従事した際、新型コロナウィルス感染症に感染し、陽性と判定されたため、以下報告とともに感染一時金の給付を申請いたします。

記

1. 派遣活動日 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 派遣先名称 _____

【振込先金融機関口座】

金融 機 関	銀行			本店	
	金融機関名			信用金庫	支店
				()	出張所
	預金種類	<input type="checkbox"/> 総合（普通）	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	銀行コード	支店コード	口座番号		
フリガナ					
口座名義人					
ゆう ちょ 銀 行	金融機関 コード	店番	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

※日本医師会、または損保ジャパンは、申請者の個人情報を、給付金を支払うために必要な範囲で取得・利用します。

また、利用目的を変更する場合には、その内容を対書面等により通知、公表いたします。これらの個人情報の取扱いについて同意のうえ書類をご提出下さい。

令和〇年〇月〇日

□□ □□ 様

公益社団法人 日本医師会

感染一時金給付の決定について（ご案内）

令和〇年〇月〇日付けで申請がありました表記の感染一時金につきまして、ご提出いただいた書類等を確認の上、本会内で審査の結果、下記のとおり給付することが決定しましたのでご案内申し上げます。

記

- ・給付金額 : 100万円
- ・振込先 : 感染一時金給付申請兼振込依頼書に記載の金融機関口座

ご不明な点がありましたら、日本医師会地域医療課までご連絡ください。

（問い合わせ先）

日本医師会地域医療課

TEL:03-3946-2121

Email:chiiki_1@po.med.or.jp

以上